

島根県精神保健福祉業務取扱要領

制 定：平成 19 年 5 月 1 日 障 第 286 号
改 正：平成 20 年 6 月 6 日 障 第 477 号
改 正：平成 22 年 8 月 1 日 障 第 998 号
改 正：平成 26 年 4 月 1 日 障 第 1897 号
改 正：平成 28 年 4 月 1 日 障 第 1517 号
改 正：平成 29 年 4 月 1 日 障 第 1717 号
改 正：平成 29 年 7 月 13 日 障 第 531 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく業務の取扱いについては、関係法令等及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和 44 年島根県規則第 54 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

なお、この要領中第 1 から第 4 までの「保健所長」、第 7 の「心と体の相談センター所長」は、島根県事務決裁規則（昭和 45 年島根県規則第 74 号）第 10 条により知事の権限に属する事務を専決する者である。

第 1 措置入院

(1) 事務の所管

法第 22 条から法第 26 条の 3 までの規定による申請、通報又は届出に基づく措置入院に関する事務は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる保健所が行う。

ア 法第 22 条の規定に基づく診察及び保護の申請

申請を受理した保健所（同条の最寄りの保健所）

イ 法第 23 条の規定に基づく警察官の通報

通報を受理した保健所（同条の最寄りの保健所）

ウ 法第 24 条の規定に基づく検察官の通報

精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）の対象者の所在地を所管する保健所

エ 法第 25 条の規定に基づく保護観察所の長の通報

精神障害者又はその疑いのある者の所在地を所管する保健所

オ 法第 26 条の規定に基づく矯正施設の長の通報

精神障害者又はその疑いのある収容者の居住地（居住地がない場合は当該矯正施設の所在地）を所管する保健所

カ 法第 26 条の 2 の規定に基づく精神科病院の管理者の届出

当該精神科病院の所在地を所管する保健所

キ 法第 26 条の 3 の規定に基づく心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報

通報を受理した保健所（同条の最寄りの保健所）

(2) 入院手続

ア 法第 22 条の規定に基づく診察及び保護の申請

この申請は、診察保護申請書（別記様式第 1 号）によることができる。

イ 事前調査

法第 22 条から第 26 条の 3 までの規定による申請、通報又は届出を受理した保健所長は、直ちに法第 27 条第 1 項の調査を行い、精神障害者調査書（別記様式第 2 号）を作成するものとする。

なお、法第 22 条の規定による申請は、基本的人権に重大な影響のある行政処分の発動につながるものであること、及び、第三者から一方的に通報される精神障害者又はその疑いのある者の名誉、人権に配慮すべきであることから、事前調査については、被申請者が実在するかどうか、被申請者の症状が通常人が判断して精神障害者と疑うに足りる程度に至っているかどうか、実地調査を行うとともに申請者について詳細に調査することを要する。

ウ 診察の通知及び指定医への診察指示

保健所長は、法第 27 条第 1 項の規定により診察の必要があると認めるときは、診察指示書（細則様式第 2 号）により別の医療機関に属する 2 名の精神保健指定医（以下「指定医」という。）を指定して診察指示を行うものとし、現に本人の保護の任に当たっている者がある場合には、あらかじめ、法第 28 条第 1 項の規定による診察の日時及び場所の通知を行うものとする。

また、保健所長は、法第 28 条第 2 項の規定により後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者から診察への立会を求められた場合は、認めなければならない。

なお、診察を行う指定医の選定に当たっては、原則として同一の医療機関に所属する指定医を選定しないこととするとともに、措置決定後の入院先は当該指定医の所属医療機関をできるだけ避けるように配慮することが必要であるが、地域的な事情等により他に指定医が確保できないなどのやむを得ない事情がある場合は、1 次診察を実施する指定医の所属医療機関と、入院先医療機関を別とすれば、2 次診察を実施する指定医の所属医療機関と入院先医療機関は同じにすることができる。

また、被診察者の自宅等、警察署又は病院以外の場所で診察を実施する場合、安全を確保する上で必要があると認められるときは、保健所長は、最寄りの警察署長に対して臨場要請書（別記様式第 3 号）により、警察官の臨場を要請するものとする。

エ 診察

(ア) 指定医は、診察にあたっては、精神科病院に入院するときの告知等に係る書面及び入退院の届出等について（平成 12 年 3 月 30 日付け障精第 22 号厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の別添様式 21（措置入院に関する診断書）に記入を行うものとする。

(イ) 保健所長は、法第 27 条第 3 項の規定により、職員を診察に立ち会わせるものとする。

なお、立会いに当たっては同条第 5 項の身分を示す証票（以下「精神保健福祉職員の証」という。）を携帯するものとする。

オ 診察のための移送

(ア) 法第 27 条第 1 項の診察は、原則として、指定医を本人の現在場所に派遣することにより行うものとし、やむを得ない事由により、本人の現在場所においては診察を行うことができないときに限り、診察の一環として診察場所までの移送を行うものとする。

なお、この移送においては、行動の制限を行うことはできない。

(イ) 保健所長は、移送の対象者に対して、診察のための移送にあたって、別記様式第 4 号により診察のための移送についての告知を行うものとする。

また、家族等（法第 33 条第 2 項に規定する家族等をいう。以下同じ。）又は現に保護の任に当たっている者に対しても移送を行う旨等を知らせよう努めるものとする。

(ウ) 移送は、保健所の職員等により行うものとするが、移送の対象者を車両等を用いて搬送する部分については、

障がい福祉課があらかじめ締結した業務委託契約に基づき、当該委託業者により実施することができる。

(e) 移送の対象者の状態から移送の安全を確保する上で必要があると認められるときは、保健所長は、最寄りの警察署長に対して別記様式第3号により、警察官の臨場を要請するものとする。

(f) 移送を行った保健所の職員は、移送記録票（別記様式第5号）により移送の状況を記録するものとする。

カ 措置入院のための移送

(ア) 法第29条の2の2第2項により保健所長が診察の結果措置入院を要すると認められた者（以下「被措置者」という。）に対して行う告知は、別記様式第6号によるものとする。

また、家族等又は現に保護の任に当たっている者に対しても移送を行う旨等を知らせよう努めるものとする。

(イ) 移送は、保健所の職員等により行うものとするが、移送の対象者を車両等を用いて搬送する部分については、原則として、障がい福祉課があらかじめ国等（法第19条の8に規定する国等をいう。）の設置した精神科病院又は法第19条の8の指定病院（以下「指定病院等」という。）と締結する措置患者の移送業務に係る委託契約に基づき、措置入院先の指定病院等から移送のための車両並びに医師及び看護師等（診察を行った指定医が措置入院先の指定病院等の職員である場合にあっては、車両及び看護師等）の派遣を得て、保健所の職員がこれに同行して行うものとする。

措置入院先の指定病院等が当該委託契約に基づく移送業務を遂行できない事情がある場合には、移送は、保健所の職員等により行うものとするが、移送の対象者を車両等を用いて搬送する部分については、障がい福祉課があらかじめ締結した業務委託契約に基づき、当該委託業者により実施することができる。

(ウ) 被措置者の状態から移送の安全を確保する上で必要があると認められるときは、保健所長は、最寄りの警察署長に対して、別記様式第3号により、警察官の臨場を要請するものとする。

(エ) 診察を行った指定医が、法第29条の2の2第3項の規定による行動の制限を行うことが必要であると判断したときは、身体的拘束（衣類又は綿入り帯等を使用して一時的に被措置者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。）を行うことができる。この場合において、当該判断をした指定医は、被措置者に対して行動の制限を行う旨及びその理由を知らせよう努めるとともに、措置入院のための移送に関する診察記録票（別記様式第7号）により当該行動制限に関する診察についての記録を行い、署名するものとする。

(オ) 移送に係る診察を行った指定医が、移送の対象者の病状から緊急に医療を提供した場合、当該指定医は、別記様式第7号中「移送の対象者の病状から医療を提供した場合における診察記録」欄に所要の事項を記載の上、署名するとともに、措置入院先の病院まで同行しなければならない。

(カ) 移送を行った保健所の職員は、別記様式第5号により移送の状況を記録するものとする。

キ 入院措置

(ア) 法第29条第3項により保健所長が被措置者に対して行う告知は、別記様式第8号によるものとする。

(イ) 細則第6条の規定により保健所長が精神科病院の管理者に対して行う通知は、別記様式第9号によるものとする。

(ウ) 保健所長は、当該入院措置について、家族等のうちいずれかの者に別記様式第10号により説明するものとする。家族等がない場合又は家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあっては、その者の居住地を管轄する市町村長に対して別記様式第11号により通知するものとする。

(エ) 保健所長は、措置入院先の病院の所在地を管轄する保健所が他にある場合は、別記様式第12号により、当該保健所に入院措置について通知するものとする。

(3) 費用徴収

保健所長は、細則第 8 条の規定による費用徴収を行うため、扶養義務者等から、別記様式第 14 号により関係書類を提出させ、費用徴収を行うかどうかを決定し別記様式第 15 号により通知するものとし、費用徴収を行う場合は、これを毎月請求するものとする。

なお、費用徴収額の減免の申請は、措置入院費用徴収額減免申請書（別記様式第 16 号）によるものとする。

(4) 転院

ア 細則第 11 条の規定による精神科病院の管理者の届出は、措置入院者等転院届（別記様式第 17 号）によるものとする。

イ 保健所長は、精神科病院の管理者からアの届出の提出があった場合において、転院をすることが適当であると認められるときは、別記様式第 18 号により転院を許可するとともに、別記様式第 20 号により転院先の病院管理者あてに通知するものとする。

また、家族等に対しても転院について連絡するよう努めるものとする。

(5) 仮退院

ア 保健所長は、病院管理者から細則第 12 条の規定により措置入院者仮退院許可申請書（細則様式第 3 号）の提出があった場合において、仮退院が適当と認められるときは、別記様式第 21 号により許可するものとする。

また、家族等に対しても仮退院について連絡するよう努めるものとする。

イ 細則第 13 条の規定による仮退院者の帰院の届出は、仮退院者帰院届（別記様式第 23 号）によるものとする。

なお、仮退院の許可どおりに帰院した場合は、帰院届の提出は不要である。

(6) 入院措置の解除

保健所長は、法第 29 条の 4 第 1 項の規定により入院措置の解除を行うときは、別記様式第 24 号により病院管理者あてに通知するものとする。

また、家族等に対しても解除について連絡するよう努めるものとする。

(7) 事故報告

細則第 14 条の規定による事故報告は、措置入院者事故報告書（別記様式第 26 号）によるものとする。

第 2 緊急措置入院

急速を要し、法第 27 条、法第 28 条及び法第 29 条の規定による手続の全部又は一部を採ることができない場合において、1 名の指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自傷他害のおそれが通常の措置症状よりも著しいと認められる場合には、法第 29 条の 2 第 1 項の規定により緊急措置入院を行うことができる。

(1) 緊急措置入院後の処置

緊急措置入院者については、入院の時から 72 時間以内に法第 27 条の規定による診察を実施し、法第 29 条の規定による入院措置の要否を決定しなければならない。

(2) 手続の準用

第 1 の規定は、緊急措置入院の手続及び緊急措置入院後の処置について準用する。

第 3 医療保護入院及び応急入院のための移送

(1) 基本的考え方

法第 34 条の規定による医療保護入院及び応急入院のための移送は、緊急に入院を必要とする状態にあるにもかかわらず、精神障害のために患者自身が入院の必要性を理解できず、家族や主治医等が説得の努力を尽くしても本人が

病院に行くことを同意しない場合であって、同条の規定による移送のほかには、本人に必要な医療を確保する手段がない場合に限り行うものとする。

(2) 事前調査

ア 職員の派遣

保健所長は、相談があった事例について法第 34 条に規定する移送に係る事前調査を行う必要があると判断した場合、職員を速やかに事前調査の対象者の居宅等本人の現在場所に派遣するものとする。この場合において、保健所長は、家族等又は現に保護の任に当たっている者に対してあらかじめ職員を派遣する旨を連絡するものとする。

イ 事前調査

保健所長は、事前調査の結果について、医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査票（別記様式第 28 号）を作成し、障がい福祉課あて報告するものとする。

(3) 診察

ア 指定医の選定

保健所長は、事前調査の結果、診察の必要があると認めるときは、細則様式第 2 号により指定医 1 名を指定して診察指示を行うものとする。この場合において、診察を行う指定医は、移送の対象者を入院させようとする応急入院指定病院の指定医以外の者であることを原則とする。

イ 事前調査結果の指定医への報告

事前調査を行った保健所職員は、指定医の診察に当たって、指定医に事前調査結果を報告するとともに、その確認を得るものとする。この場合において、確認をした指定医は、別記様式第 28 号の「指定医への報告の確認」欄に署名するものとする。

ウ 診察への立会い

保健所長は、職員を診察に立ち合わせるものとする。

また、後見人、保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者から診察に立ち会うことを求められたときは、当該後見人等を診察に立ち合わせるものとする。

エ 診察記録票への記載

指定医は、医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票（別記様式第 29 号）により移送の手続きに必要な診察についての記録を行うものとする。

(4) 移送

ア 法第 34 条第 4 項において準用する法第 29 条の 2 の 2 第 2 項により保健所長が診察の結果入院を要すると認められた者（以下「移送対象者」という。）に対して行う告知は、別記様式第 30 号によるものとする。

また、家族等のうちいずれかの者に対して移送を行う旨等を知らせよう努めるものとし、医療保護入院のための移送に関する同意書（別記様式第 31 号）により同意を得るものとする。

なお、急速を要し、家族等の同意を得ることができない場合は、応急入院のための移送となる。

イ 移送は、保健所の職員等により行うものとするが、移送の対象者を車両等を用いて搬送する部分については、原則として、障がい福祉課があらかじめ応急入院指定病院と締結する移送業務に係る委託契約に基づき、移送先の応急入院指定病院から移送のための車両並びに医師及び看護師等（診察を行った指定医が移送先の応急入院指定病院の職員である場合にあつては、車両及び看護師等）の派遣を得て、保健所の職員がこれに同行して移送対象者を移送するものとする。

ウ 移送対象者の状態から移送の安全を確保する上で必要があると認められるときは、保健所長は、最寄りの警察署

長に対して第1の(2)の(カ)の(イ)に準じて、警察官の臨場を要請するものとする。

エ 診察を行った指定医が、法第34条第4項において準用する法第29条の2の2第3項の規定による行動の制限を行うことが必要であると判断したときは、身体的拘束を行うことができる。この場合において、当該判断をした指定医は、移送対象者に対して行動の制限を行う旨及びその理由を知らせよう努めるとともに、別記様式第29号中「移送の手續における行動の制限」欄に当該行動制限についての記録を行うものとする。

オ 移送に係る診察を行った指定医が、移送対象者の病状から緊急に医療を提供した場合、当該指定医は、別記様式第29号中「移送の対象者の病状から医療を提供した場合における診察記録」欄に所要の事項を記載するとともに、当該移送に同行しなければならない。

カ 移送を行った保健所の職員は、医療保護入院及び応急入院のための移送に関する移送記録票(別記様式第32号)により移送の状況を記録するものとする。

(5) 応急入院指定病院への事前連絡

指定医による診察の結果、医療保護入院又は応急入院させるため、移送対象者を応急入院指定病院に実際に搬送するに当たって、保健所長は、入院をさせる応急入院指定病院にあらかじめ指定医の診察結果の概要等について連絡するものとする。

(6) 入院手續

ア 医療保護入院及び応急入院のための移送が行われた場合、移送先の応急入院指定病院が、保健所職員から、別記様式第29号の写しを受け取ることにより、医療保護入院及び応急入院を行うものとする。

また、移送の対象者の入院後72時間以内に、応急入院指定病院において、医療保護入院及び応急入院の病状にないと判断し退院手続きを採る場合は、指定医の診察によるものとする。

イ 保健所長は、移送終了後速やかに、別記様式第28号及び別記様式第32号の写しを移送先の応急入院指定病院に送付するものとする。

(7) 入院届

応急入院指定病院は、医療保護入院及び応急入院のための移送により入院した者に係る入院届を保健所長に提出する場合にあつては、届出書の「第34条による移送の有無」欄に移送があつたことを記載し、別記様式第28号、別記様式第29号及び別記様式第32号の写しを添付して届出を行うものとする。この場合において、入院届の記載項目のうち、病名等指定医が記載する項目については、記載を要しないものとする。

第4 措置入院患者実地審査

(1) 目的

法第38条の6及び精神科病院に対する指導監督等の徹底について(平成10年3月3日付障第113号外厚生省大臣官房障害保健福祉部長等通知)に基づき実地審査を行うことにより、措置入院患者に対する適正な医療を確保することを目的とする。

(2) 審査対象者

法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による措置入院患者のうち、次のいずれかに該当する者を対象とする。

ア 入院後概ね3か月を経過した者

イ 措置入院した月が到来する者

ウ 島根県精神医療審査会から要請があつた者

エ その他知事が必要と認めた者

(3) 実施時期

原則として前項の規定に該当することとなった月において実施することとするが、(2)のイに該当する者については、その入院月の前後3か月の範囲内で実施できることとする。

また、(2)のア及びイに該当する者がその実施時期において経過観察のための仮退院が実施された場合その他やむを得ない事情があると認められる場合にはその審査を延期することができる。

なお、上記の規定に関わらず次に該当する場合は実施を行わないこととする。

ア (2)のアに該当する者が、当該実地審査実施月の前月以降に、法第38条の5に基づく退院等の請求に係る島根県精神医療審査会の審査を受けた場合

イ (2)のイに該当する者が、当該実地審査実施月の前3月の間に、法第38条の5に基づく退院等の請求に係る島根県精神医療審査会の審査を受けた場合

(4) 実施方法

ア 保健所長は、事前に該当患者に関する措置入院者の病状報告書（別記様式第33号）の作成を病院管理者に依頼し、病院管理者はこれを審査日当日に提出するものとする。

ただし、当該審査日が法第38条の2第1項の規定による定期の報告等の月若しくはその後3か月以内の月である場合は、当該定期病状報告書の提出をもって替えることができる。

イ 保健所長は、細則様式第2号により指定医に診察指示を行うものとし、指定医は、審査対象患者の入院病院において、患者の診察、診療録の確認、病院管理者の意見聴取等の実地審査を行う。

なお、診察指示書には、措置入院となったときの措置入院に関する診断書の写し又は直前に提出された措置入院者の定期病状報告書の写しを添付するものとする。

ウ 指定医は、実地審査結果を措置入院に関する診断書（別記様式第34号）により保健所長に報告する。

エ 保健所長は、ウの規定による報告において、入院措置が不要とされた場合においては、別記様式第35号により審査結果を通知し、病院管理者の意見を徴したうえで、措置解除等の判断を行うものとする。

なお、前記の通知を受けた病院管理者は、速やかに当該患者の入院措置について、保健所長に回答するものとする。

オ 保健所長は、病院管理者からの回答がなお措置継続と判断された場合は、法第29条の4第2項に基づき、2名の指定医に細則様式第2号により診察を指示するものとする。

なお、2名の指定医のうち1名でも入院措置が不要とされた場合は、措置入院を解除し、その旨を別記様式第24号により病院管理者あてに通知するものとする。

また、家族等に対しても解除について連絡するよう努めるものとする。

カ ウの規定による報告において、入院措置継続を要するとの報告がされた場合においては、知事は特段の処置は執らないものとする。

第5 措置入院等の報告

保健所長は、第1から第4までの事項について、措置入院等の状況報告（別記様式第36号及び同第36号の2）により毎月15日までに前月の実績を障がい福祉課長あて報告するものとする。

第6 精神保健福祉職員の証

保健所長は、精神保健福祉職員の証の交付を受けている職員に異動があったとき、又は新たに精神保健福祉職員の証の交付を行う必要が生じたときは、遅滞なく障がい福祉課に報告するものとする。

なお、精神保健福祉職員の証の交付を受けている職員は、精神保健福祉職員（法第 27 条及び第 38 条の 6 に規定する業務に従事する職員をいう。）でなくなったときは、当該職員の所属を経由して、精神保健福祉職員の証を障がい福祉課に返還するものとする。

第 7 精神障害者保健福祉手帳

(1) 交付申請

法第 45 条第 1 項の規定により精神障害者（知的障害者を除く。以下同じ。）が行う精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付の申請は、精神障害者保健福祉手帳申請書（細則様式第 4 号）に、次のア又はイとウの書類等を添えて、申請者の居住地（居住地を有しないときは、その所在地とする。以下同じ。）を管轄する市町村長へ提出することにより行う。

なお、手帳の交付の申請は、精神障害者本人が申請するものとするが、家族、医療機関職員等が手帳の申請手続の代行をすることは差し支えない。

ア 指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書（細則様式第 5 号）。

ただし、精神障害に係る初診日から 6 カ月を経過した日以後における診断書に限る。

イ 精神障害を支給事由とする年金の給付等（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）第 23 条第 1 項第 2 号に掲げるものに限る。）を受けていることを証する次の(ア)又は(イ)及び(ウ)の書類の写し

(ア) 年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。）及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書

(イ) 特別障害給付金受給資格者証（特別障害者給付金支給決定通知書）及び直近の国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）

(ウ) (ア)又は(イ)によって年金の等級等又は精神障害を支給事由とするものである旨の確認ができない場合、年金事務所等に照会をすることについての年金等受給者の同意書（別記様式第 37 号）

ウ 精神障害者の写真

(ア) 写真（縦 4 cm×横 3 cm）は脱帽して上半身を写したものであること。

(イ) 手帳の申請時から 1 年以内に撮影したものであること。

(2) 受理及び進達

市町村長は、申請書を受理したときは、受理年月日による受付印を申請書に押印し、内容を審査の上、速やかに心と体の相談センター所長に進達するものとする。

また、申請書を受理する際は、申請書控えや交付が可能となる予定日を記入した申請受理書を交付するよう努めるものとする。

申請書の記載事項や添付書類に不備がある場合は、速やかに申請者（申請手続の代行があった場合は当該代行者。以下同じ。）又は関係医療機関等と連絡を取り、書類等を整えた上で受理・進達を行う。

なお、市町村長は、申請書の受理及び進達状況等について台帳等を作成し、管理するよう努めるものとする。

(3) 審査及び判定

心と体の相談センター所長は、申請書を受理したときは次により審査及び判定を行うものとする。

ア (1)のアの医師の診断書が添付された申請の場合

心と体の相談センターは、手帳交付の可否及び障害等級の決定をするために、精神障害者保健福祉手帳等判定審査会を開催し判定する。

イ (1)のイの年金証書等の写しが添付された申請の場合

精神障害者保健福祉手帳等判定審査会による判定を要することなく、手帳の交付を行うものとする。

この場合、年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級であるものとする。

(4) 決定

ア 心と体の相談センター所長は、手帳の交付を決定したときは、その申請を受理した市町村長あてにその旨を通知するとともに手帳（別記様式第38号）を送付し、市町村長は、申請者に通知する。

イ 手帳の交付は、原則として市町村窓口で直接申請者に交付するものとする。

また、手帳の交付にあたっては、申請書控えや市町村からの通知書等により受領者の身分を確認するとともに、手帳制度について十分説明するものとする。

ただし、遠方である等の理由により市町村窓口での交付が困難である場合は、申請者の負担により郵送で交付することができるものとする。

ウ 心と体の相談センター所長は、手帳を交付しない旨を決定したときは、速やかに別記様式第39号によりその申請書を受理した市町村長を経て申請者へ通知するものとする。

(5) 更新

ア 手帳の有効期限は2年であり、有効期間の延長（以下「更新」という。）を希望する者は、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、心と体の相談センター所長の認定を受けなければならない。

イ 更新の手続きは、(1)の交付申請の手続き及び(2)の受理及び進達の手続きに準ずる。

なお、更新の手続きは、手帳の有効期限の3カ月前から行うことができるものとする。

また、更新申請に際しては、既に交付してある手帳を添付する必要はない。

ウ 心と体の相談センター所長は、更新の審査及び判定についても、(3)に準じて行い、障害等級に定める精神障害の状態にあると認めるときは、その旨を市町村長へ通知するものとする。

市町村長は申請者あてに通知し、次のいずれかにより市町村において手帳の更新を行うものとする。

(ア) 障害等級に変更がなかった場合

更新の申請を行った者の手帳の有効期限の更新欄に新たな有効期限を追記の上、その者に返還する。

(イ) 障害等級が変更された場合及び有効期限の更新欄がなくなった場合

更新の申請を行った者の手帳と引換えに新たに交付された手帳を交付し、受領した手帳を心と体の相談センターに送付する。

なお、交付の手続きは(4)のイに準ずる。

エ 更新後の手帳の有効期限は、更新前の有効期限の2年後の日とする。

(6) 都道府県の区域を越える住所変更の届出

ア 島根県で手帳の交付を受けた者が、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、30日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経て、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

なお、具体的な手続きについては、新居住地の都道府県の定めるところによる。

イ 他の都道府県で手帳の交付を受けた者が、他の都道府県の区域から、島根県の区域内に居住地を移したときは、30日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経て、精神障害者保健福祉手帳変更届（細則様式第6号）による届出を行うとともに、精神障害者保健福祉手帳申請書（細則様式第4号）に次の書類等を添えて、手帳の交付申請を行うものとする。

(ア) 他の都道府県で交付された手帳

(4) 精神障害者の写真

(7) 氏名の変更及び島根県の区域内の住所変更の届出

ア 手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は島根県の区域内において居住地を変更したときは、30日以内に精神障害者保健福祉手帳変更届（細則様式第6号）により、その居住地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

イ 市町村長は、アの届出を受理したときは、手帳に変更内容を記載した上で、当該者に返還し、かつ、届出書にその旨を付記して、心と体の相談センター所長に送付するものとする。

(8) 障害等級の変更申請

ア 手帳の交付を受けた者は、手帳の有効期限内においても、その精神障害の状態が重くなった（又は軽くなった）ことにより、手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至ったと考えるときは、障害等級の変更申請を行い、判定を求めることができる。

イ 障害等級の変更申請の手続きは、(1)の交付申請の手続き及び(2)の受理及び進達の手続きに準ずる。なお、変更申請に際しては、既に交付してある手帳を添付する必要はない。

ウ 心と体の相談センター所長は、障害等級の変更の審査及び判定についても、(3)に準じて行い、障害等級の変更を認めるときは、その旨を市町村長へ通知するとともに、新たな手帳を市町村長へ送付するものとする。

エ 市町村長は、既に交付してある手帳と引換えに新たに交付された手帳を交付し、受領した手帳を心と体の相談センターに送付するものとする。

なお、交付の手続きは(4)のイに準ずる。

オ 心と体の相談センター所長は、障害等級の変更をしない旨を決定したときは、速やかに別記様式第40号によりその申請書を受理した市町村長を経て申請者へ通知するものとする。

(9) 手帳の再交付

ア 手帳の交付を受けた者は、手帳を破り、汚し又は紛失したときは、精神障害者保健福祉手帳再交付申請書（細則様式第6号）により再交付を申請することができる。

イ 再交付の申請の手続きは、(1)の交付申請の手続き及び(2)の受理及び進達の手続きに準ずる。

ウ 心と体の相談センター所長は、手帳の再交付をしたときは、その旨を市町村長へ通知するとともに、新たな手帳を市町村長へ送付するものとする。

エ 市町村長は、再交付の申請が手帳の紛失によるものでないときは、既に交付してある手帳と引換えに新たに交付された手帳を交付し、受領した手帳を心と体の相談センターに送付するものとする。

(10) 手帳の返還

ア 手帳の交付を受けた者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める精神障害の状態でなくなったときは、速やかにその手帳を、当該手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経て、心と体の相談センター所長へ返還しなければならない。

イ 手帳の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法第87条の規定による届出義務者は、速やかにその手帳を、当該手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経て、心と体の相談センター所長へ返還しなければならない。

ウ 手帳の紛失により手帳の再交付を受けた者が、紛失した手帳を発見したときは、速やかにその手帳を、当該手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経て、心と体の相談センターへ返還しなければならない。

(11) 居住地特例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の規定及びその取扱通知等に規定する施設等に入所している者の申請等にあたっては、第7中、「居住地を管轄する市町村

長」とあるのは、「施設等への入所前に有した居住地（継続して2以上の施設に入所している者（以下「継続入所者」という。）については、最初に入所した施設等への入所前に有した居住地）を管轄する市町村長」とするものとする。

ただし、施設等への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった者については、「施設等への入所前におけるその者の所在地（継続入所者については、最初に入所した施設等の入所前に有した所在地）を管轄する市町村長」とするものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 5 月 1 日から適用する。
- 2 島根県精神保健福祉業務取扱要領（平成 17 年 3 月 25 日付け障第 1475 号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の要領の規定により作成した用紙でこの要領の適用の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別記様式第 10 号に係る改正については、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の要領の規定により作成した用紙でこの要領の適用の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の要領の規定により作成した用紙でこの要領の適用の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別記様式第 14 号に係る改正の適用については、別途通知するものとし、適用日までの間は、改正前の別記様式第 14 号は、なおその効力を有するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 13 日から適用する。

別記様式第 1 号 診察保護申請書
別記様式第 2 号 精神障害疑者調査書
別記様式第 3 号 臨場要請書
別記様式第 4 号 移送に際してのお知らせ

別記様式第 5 号 移送記録票
別記様式第 6 号 移送に際してのお知らせ
別記様式第 7 号 措置入院のための移送に関する診察記録票
別記様式第 8 号 措置入院決定のお知らせ
別記様式第 9 号 精神障害者措置入院について（病院あて）
別記様式第 10 号 精神障害者措置入院について（家族等あて）
別記様式第 11 号 精神障害者措置入院について（市町村あて）
別記様式第 12 号 精神障害者措置入院について（他保健所あて）
別記様式第 13 号 削除
別記様式第 14 号 費用徴収額の認定書類の提出
別記様式第 15 号 費用徴収額決定通知
別記様式第 16 号 措置入院費用徴収額減免申請書
別記様式第 17 号 措置入院者等転院届
別記様式第 18 号 転院許可通知
別記様式第 19 号 削除
別記様式第 20 号 措置入院者等の転院について
別記様式第 21 号 仮退院許可通知
別記様式第 22 号 削除
別記様式第 23 号 仮退院者帰院届
別記様式第 24 号 入院措置の解除について
別記様式第 25 号 削除
別記様式第 26 号 措置入院者事故報告書
別記様式第 27 号 削除
別記様式第 28 号 医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査票
別記様式第 29 号 医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票
別記様式第 30 号 移送に際してのお知らせ
別記様式第 31 号 医療保護入院のための移送に関する同意書
別記様式第 32 号 医療保護入院及び応急入院のための移送に関する移送記録票
別記様式第 33 号 措置入院者の病状報告書 ※改正
別記様式第 34 号 措置入院に関する診断書 ※改正
別記様式第 35 号 措置入院患者実地審査の結果について
別記様式第 36 号 措置入院等の状況報告
別記様式第 36 号の 2 措置入院等の状況報告
別記様式第 37 号 年金等受給者の同意書
別記様式第 38 号 障害者手帳
別記様式第 39 号 障害者手帳不交付通知
別記様式第 40 号 障害者手帳障害等級変更却下通知